

重点1 富士山の環境保全対策の推進

1-1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進

日本の象徴である富士山の美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

平成8年、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

この制定記念式典の中で、県は、ボランティア活動を基本とする「富士山1億人運動」を提唱したところであり、県としては、この「富士山憲章」を、広く国民に理解していただき、富士山保全のために、この運動を推進するとともに、富士山を愛する人々の思いを結集し、保護と適正な利用を図ることとしています。

富士山憲章は、日本の象徴である富士山を、この美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、

○自然を守り、文化を育むこと、○自然と人との共生を図ること、○環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

平成22年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

(1) 環境問題意識の啓発(観光資源課)

○富士山憲章キャンペーン等の実施

日本のシンボルである富士山の環境保全に向けた山梨・静岡両県の取り組みを、全国に情報発信し、憲章推進運動を「国民的な運動」に盛り上げるため、普及啓発キャンペーンを展開しました。

ア 富士山五合目重点キャンペーンの実施

7月23～30日の延べ8日間、市町村関係者、富士山レンジャー、地元中高生や一般募集ボランティアなど165名が参加。

イ 富士山頂キャンペーン

8月3日、吉田・須走口山頂及び富士宮口山頂において静岡県と共同で実施。26名参加。

ウ ぐるり富士山 道の駅キャンペーン

7月17日、富士山周辺「道の駅」(山梨側「富士吉田」、「かつやま」「なるさわ」、静岡県側「ふじおやま」、「富士川楽座」、「富士」「朝霧高原」)において静岡県と共同で実施。27名参加。

エ 山麓キャンペーン

8月6～17日の延べ12日間、富士スバルラインマイカー規制期間中のシャトルバス利用者を対象に山麓駐車場において、富士山レンジャーとの連携により環境マナー啓発活動を実施。

オ その他

県や(社)やまなし観光推進機構、地元観光協会等が実施する観光キャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

(2) 富士山憲章推進会議(観光資源課)

「富士山憲章推進会議」=山梨・静岡両県、国、地元市町村

・平成22年6月 国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等

※「富士山憲章山梨県推進会議」=県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表等

・平成22年5月 (幹事会) 平成21年度事業報告、平成22年度事業計画、憲章キャンペーンの実施について

(3) 富士山ボランティアセンターの活動(平成12年7月1日設置)(観光資源課)

・環境保全に関する情報の受発信(ホームページでのニュースの発行、メルマガの配信等)

・富士山エコトレッキングの実施(8月8日、9月12日、10月24日の3回)

・富士山環境学習支援プログラムの実施

富士ビジターセンターでの「環境学習会」:17件、645名

学校等への「出張講座」:18件、1,324件

・富士山麓環境美化推進ネットワークの運営

・富士山五合目自然解説業務(平成22年5月～10月) 解説を受けた人数 3,769名

・第7回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数 730点

(4) 富士山レンジャーの設置(観光資源課)

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(非常勤職員)として「富士山レンジャー」を設置(全国公募により採用)。

・平成17年6月1日付で2名採用

・平成17年7月1日活動開始

・平成20年4月1日付け2名増員し、4名体制で活動開始。

(5) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(観光資源課)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、①ガイドラインの遵守、②新規参入事業者等への周知徹底、③現地検証、④ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・1回開催（9月14日 ガイドラインの見直し等について意見・情報交換 他）

(6) 富士スバルラインのマイカー規制について(道路整備課)

富士山五合目の交通渋滞を解消するため、夏山シーズンの最も利用者が多い8月中旬において、平成6年からマイカーの乗り入れ規制を実施しています。

また、マイカー規制日以外の7・8月の週末、5合目付近の沿道駐車場を利用した、無料連絡バスの運行による渋滞対策を、平成19年度から併せて実施しています。

- ・マイカー規制 平成22年8月6日(金)～17日(火)の12日間
- ・五合目渋滞対策
 - 第1回 平成22年7月16日(金)～19日(月)
 - 第2回 平成22年7月23日(金)～25日(日)
 - 第3回 平成22年7月30日(金)～8月1日(日)
 - 第4回 平成22年8月20日(金)～22日(日)

(7) 富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。この条例は、次の四つの柱で構成されています。

①航行の制限

船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。

②船舶の届出

富士五湖で船舶を航行させようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、現在、航行船舶の届出等の手続については、富士五湖を有する関係町村で行っている。

③規制基準の遵守

船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。

④富士五湖環境監視員

富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

区 分		山中湖村	富士河口湖町	身延町	合 計	
モーター ボート	地元のもの	334	495	2	831	
	その他	県内	134	443	0	577
		県外	2,745	9,736	50	12,531
		小計	2,879	10,179	50	13,108
	合 計	3,213	10,674	52	13,939	
水上 オートバイ	地元のもの	44		7	134	
	その他	県内	180	417	6	603
		県外	5,554	6,599	317	12,470
		小計	5,734	7,016	323	13,073
	合 計	5,778	7,099	330	13,207	
合 計	地元のもの	378	578	9	965	
	その他	県内	314	860	6	1,180
		県外	8,299	16,335	367	25,001
		小計	8,613	17,195	373	26,181
	合 計	8,991	17,773	382	27,146	

富士五湖航行船舶届出状況表(届出町村別)(平成23年3月31日現在)

(8) 富士山の総合保全対策に関する研究(森林環境総務課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、観光地、リゾート地としての開発が進み、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあるとされています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査し、富士山の特異で貴重な自然生態系を保全するため自然生態系の循環機構を明らかにし、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

環境科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、その研究は次のとおりです。

○プロジェクト研究

- ・富士山五合目樹木限界の生態系に攪乱が及ぼす影響の評価に関する研究(平成19～24年度)
- ・富士山における環境指標生物を対象にした保全生物学的研究(平成19～24年度)

○基盤研究

- ・青木ヶ原樹海およびその周辺地域における植物群落構造の解明に関する研究(平成21～24年度)

1-2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、平成22年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(観光資源課)

① 富士山五合目～山頂のゴミ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施『(財)富士山をきれいにする会、昭和37年～』

- ・8月7日実施、1,700名参加、収集量560kg

② 山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

- ・山小屋からの全ての排出ゴミの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

③山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるゴミの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、42団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・ネットワーク会議の開催11月12日、3月20日
- ・富士山北麓テレビ・古タイヤ不法投棄防止事業として、家電販売店やタイヤ販売店等の協力を受け、来店者に対し不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(平成22年6月26日、11月27日)

(2)その他の事業(観光資源課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

- 富士山美化清掃活動への助成
 - ・(財)富士山をきれいにする会への補助金
 - ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金
- 富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金